議案第２８号

小田原市公民館運営審議会規則を廃止する規則

小田原市公民館運営審議会規則を廃止する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成１０年小田原市教育委員会規則第４号）第３条第１５号に基づき、議決を求める。

平成１７年１０月２１日提出

小田原市教育委員会
教育長　青木　秀夫

小田原市公民館運営審議会規則を廃止する規則

小田原市公民館運営審議会規則（昭和３８年小田原市教育委員会規則第６号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１７年１１月１日から施行する。

（小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正）

２　小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成１０年小田原市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（公民館） 第７条　（略） ２　公民館の事務分掌は、次のとおりとする。 (1)・(2)　（略） (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） (6)　（略）	（公民館） 第７条　（略） ２　公民館の事務分掌は、次のとおりとする。 (1)・(2)　（略） (3)　公民館運営審議会に関すること。 (4)　（略） (5)　（略） (6)　（略） (7)　（略）

小田原市公民館運営審議会規則を廃止する規則

［廃止理由］

小田原市公民館条例が一部改正され、公民館運営審議会が廃止されることに伴い、同審議会の組織、運営等について定めた小田原市公民館運営審議会規則を廃止する。

［内　　容］

１　小田原市公民館運営審議会規則の廃止（本則関係）

小田原市公民館運営審議会規則を廃止することとする。

２　小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正（附則第２項関係）

公民館の事務分掌から、公民館運営審議会に関することを削除することとする。

［廃止年月日］

平成１７年１１月　１　日